鼤	珥	1 活	\$ !	띾

### 簡易専用水道設置届

年 月 日

岩倉市長殿

届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名)

	名 称	電話番号						
建物	所在地	₸						
	主用途	1 共同住宅 2 店舗 3 店舗付住宅 4 事務所 5 その他( )						
		階建、 戸、店舗等数 店						
	(設置者)	住 所 〒						
所有者		氏名又は名称						
		電話番号						
		住 所 〒						
管	理 者	氏名又は名称						
		電話番号						

		施設概	要 年 月 設置
		受水槽	高 置 水 槽
	設置場所	1 屋外	1 屋上 3 その他( )
給		2 屋内(地上 階、地下 階)	2 給水塔
水		1 床置式	(長担) 1 左 0 年
設備	設 置 状態	2 その他	(屋根) 1 有 2 無
$\overline{}$	水槽の数	( ) 槽	( ) 槽
飲 料	水槽の有効容量	( ) $m^3$ ( ) $m^3$	( ) m <sup>3</sup> ( ) m <sup>3</sup>
用)	材質	1 合成樹脂 4 鋼板	1 合成樹脂 4 鋼板
		2 ステンレス 5 その他	2 ステンレス 5 その他
		3 コンクリート ( )	3 コンクリート ( )
		1 硬質塩化ビニル管	4 ステンレス管
Á	給水管の材質	2 硬質塩化ビニルライニング鋼管	5 その他 ( )
		3 ポリエチレン管	
絽	计 状 況	1 全て受水槽から給水 2 (	)階・( )戸は直圧給水
淚	菌 設 備	1 有 2 無	
使	用 水 量	m <sup>3</sup> /月	
残	留塩素測定器	1 有 2 無	

#### 簡易専用水道届出事項変更届

年 月 日

岩倉市長殿

届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号

下記のとおり、簡易専用水道の届出事項に変更を生じました。

記

- 1 簡易専用水道を設置 した建物の名称
- 2 建物所在地
- 3 変更事項

変更前

変更後

- 4 変更年月日
- 5 変更理由

 魔 止

 簡 易 専 用 水 道
 休 止 届

 再 開

年 月 日

岩倉市長殿

届出者 住所

氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号

廃止

下記のとおり、簡易専用水道を 休止 しました。 再開

記

廃止

1 休止 施設の建物名称 再開

2 建 物 所 在 地

廃止

3 休止 年 月 日 再開

廃止

4 休止 理由 再開

(別表1)

### 建築物の給水施設保守点検表

	生来物步州水地政体	T		火 10	
点	検 項 目	回	数 月	年	主 な 点 検 内 容
貯水	1 水 槽	1			・周囲は清潔か。油類、汚物等は置いてないか。 ・亀裂はないか。漏水はしていないか。 ・水中や水面に沈殿物や浮遊物はないか。
槽の外観	2 オーバーフロー管 通 気 管	1			<ul><li>・防虫網は付いているか。</li><li>・網が破れて虫、ごみなどが侵入することはないか。</li></ul>
	3 マ ン ホ ー ル	1			<ul><li>・ふたは施錠されているか。</li><li>・防水パッキンの劣化はないか。</li></ul>
	4 揚 水 ポ ン プ	1			<ul><li>・圧力計、電流計の値に異常はないか。</li><li>・潤滑油は切れていないか。</li><li>・水漏れはないか。</li></ul>
ポン	5 揚水ポンプ自動運転装置 (フロートスイッチ等)	1			・正常に作動しているか。
プ	6 フ ー ト 弁 (吸込み管側逆流防止弁)			1	・正常に作動するか。
	7 逆 止 弁 (吐出し管側逆流防止弁)			1	・正常に作動するか。
消毒	8 塩 素 滅 菌 器	1			・薬液はあるか。正常に注入されているか。
水位	9 ボールタップ	1			・正常に作動するか。
制御	10 満減水警報装置	1			・正常に作動するか。
給	11 止 水 弁			1	・必要なときに完全に開閉できるか。
水管等	12 給 水 管			1	<ul><li>・排水管等との誤接合(クロスコネクション)はないか。</li><li>・水漏れはないか。</li></ul>
自己水給水	13 井 戸 等	1			<ul><li>・水源の周囲は清潔か。汚染のおそれはないか。</li><li>・柵及び施錠はしてあるか。</li></ul>
	14 水 中 ポ ン プ	1			・正常に作動するか。
設備	15 ろ 過 装 置	1			・ろ材を定期的に入れ替えているか。正常 に稼動しているか。

(備考) 使用する原水が、水道事業者から供給される水道水の場合は13~15を除く。

## 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)

	項目名	基準値	備考
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	病原微生物
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	無機物質
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	•金属類
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
15	1.4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス-1.2ージクロロエチレン及 びトランス-1.2-ジクロロエチレ ン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	有機物質
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	消毒剤・
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	消毒副生成物
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	]
26	臭素酸	0.01mg/L以下	

(最終改正:平成26年厚生労働省令第15号)

	1-7-9-6	(取於以正:十队20千序主力割自卫东 「共元」	
	項目名	基準値	備考
27	総トリハロメタン(23,25,29及び30のそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	消毒剤・
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	消毒副生成物
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下	色
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	味
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味
40	蒸発残留物	500mg/L以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡
42	(4S.4aS.8aR)-オクタヒドロ-4.8a-ジメチルナ フタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下	ė, ,
43	1.2.7.7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン -2-オール(別名2-メチルイソボルネオー ル)	0.00001mg/L以下	·臭い
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg /L以下	臭い
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	
48	<del>······</del>	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	基礎的性状
50	色度	1	
	濁度	5度以下 2度以下	t

# 日常検査の結果と措置等

---- こんな時は、どうするの? ----

検査結果		原 因 及 び 対 応 等
	赤水が出て、タ オル等が着色す る。 (赤褐色〜 黒褐色)	<ul> <li>************************************</li></ul>
色	青水	<ul> <li>銅の溶出</li> <li>・濃度が 100mg/L ぐらいとなると水に色が確認できます。</li> <li>・給湯施設には、銅管が使用されているが、実際には、このような濃度の銅の溶出は、あまり考えられません。</li> <li>(対応)</li> <li>・洗面器具やタオルの変色(青色)を確認します。</li> <li>・変色が認められる場合は、必要に応じて水質検査を行います。</li> </ul>
		<ul><li>光の散乱</li><li>・象牙色(アイボリー)の水槽に水を入れると光の散乱により青色に見えることがあります。</li><li>(対応)</li><li>・受水容器及び観察場所を換え確認します。</li></ul>
	黒水	マンガンの流出 ・配管内に付着したマンガンが水流の急激な変化によりはく離したことが考えられます。 (対応) ・水質検査を行います。
	白水	<ul><li>亜鉛の溶出</li><li>・使用されている配管の材質(亜鉛めっき鋼管)の溶出が考えられます。</li><li>(対応)</li><li>・配管材質を確認します。</li><li>・亜鉛仕様の配管が使用されている場合は、水質検査を行います。</li><li>・常に白水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。</li></ul>

		微細な気泡の発生
		・給水管に吸い込まれた空気又は水道水に溶け込んだ空気が微細な気泡とな
		ることがあります。
•ш	白 濁	(対応)
濁		・水道水を透明な容器に入れ、しばらく放置して、下の方から透明になっ
		て白い濁りがなくなることを確認します。
		<b>緑薬類の発生</b>
IJ		・受水槽等内での緑藻類の繁殖が考えられます。
	青(緑)濁	(対応)
		・受水槽等内の点検を行います。
		・受水槽等内の点便を打います。 ・受水槽に原因がある場合は、清掃を行います。
		・文小僧に広凸がめる場合は、信師を行いまり。
		マイノルカの次面   ・蒸発等が繰り返される容器の底部等に、水に含まれているカルシウムやマ
	蒸発後の	グネシウムなどが乾固して、白い付着物となります。
	白色残留物	(対応)
		- (A)心/ ・クエン酸で除去することができます。
		色素産生微生物の増殖
-		<b>色素産生版生物の増加</b>   ・空気中の浮遊細菌の中には、洗面台、容器等で増殖し、ピンクに着色する
異		・ 全
	   洗面所等の	(対応)
	洗面所等の   淡紅色	・給水栓水の残留塩素濃度を確認します。
	火紅口	脱塩素の浄水器を使用することによって、この現象を助長することがあ
		ります。
物		・水回りの清掃を行います。
1/3		設備の不備
		- <b>・</b> 受水槽の不備により混入することがあります。
		(対応)
	昆虫又は幼虫	・受水槽の防虫網又はオーバーフロー管の適切な設置等について点検を行
		います。
		・不備は直ぐに改善します。
		亜鉛の溶出
		・使用されている配管の材質(亜鉛めっき鋼管)の溶出が考えられます。
	収れん味(思わ	・濃度が5mg/L以上になると収れん味を感じることがあります。
	ず口をすぼめた	(対応)
	くなる苦味)	・配管材質を確認します。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・亜鉛仕様の配管が使用されている場合は、水質検査を行います。
味		・常に白水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。
		金属類の溶出
		- ・使用されている配管の材質(鉄、銅など)の金属の溶出が原因となります。
	金気味	(対応)
		・配管材質を確認します。
		・原因が考えられる金属の水質検査を行います。
		鉄分の溶出
自		・使用されている配管の材質(鉄)の溶出が原因となります。
臭	<b>∧</b> <i>← ⊨</i>	・濃度が 0.5mg/L 以上になると臭いを感じることがあります。
	金気臭	(対応)
い		・配管材質を確認します。
		・原因と考えられる金属の水質検査を行います。
		汚水等の混入
そ		・工場排水、生活排水等の混入に由来することがあります。
の	泡立ち	(対応)
他		・受水槽等の亀裂の点検を行います。
'		・改修工事などを行った場合は、配管の誤接合の点検を行います。